

委託

設計書

仕 様 書

1 委 託 名 中学校自家用電気工作物保安業務委託

2 施 行 場 所 川越市小仙波町5丁目6番地ほか21箇所

3 積算原価(月額) 円(税抜)

4 委託費(月額) 円(税込)

5 委 託 内 容

中学校に設置されている自家用電気工作物等について点検を行い、

報告書を作成する業務である。

6 施行理由

電気事業法の規定に基づき、自家用電気工作物等の点検を行うため。

[illegible]

中学校自家用電気工作物保安業務委託					R7年度下期	
名 称		数量	単位	単 価	金 額	摘 要
＜受電設備＞月次点検単価		令和7年10月1日～令和8年9月30日				
月次点検						
デマンド記録		22	校			
臨時点検含む						
小計-1		6	ヶ月			(年額)
＜受電設備＞年次点検単価						
年次点検		11	校			
小計-2		11	校			(年額)
＜非常用発電機＞						
災害井戸用非常用発電機点検		5	校			(月額)
小計-4		6	ヶ月			(年額)
小計 1-5						

中学校自家用電気工作物保安業務委託					単価表(令和8年度上期額)	
名 称		数量	単位	単 価	金 額	摘 要
＜受電設備＞月次点検単価		令和7年10月1日～令和8年9月30日				
月次点検						
プール点検		22	校			
小計-1-1						
月次点検、デマンド記録		22	校			
臨時点検含む						
小計-1-2		6	ヶ月			
小計-1						(上期額)
＜受電設備＞年次点検単価						
年次点検		11	校			
小計-2		11	校			(上期額)
＜太陽光発電設備＞						
太陽光発電設備		22	校			
小計-3		22	校			(上期額)
＜非常用発電機＞						
災害井戸用非常用発電機点検		5	校			
小計-4		6	ヶ月			(上期額)
小計 1-5						

中学校自家用電気工作物保安業務委託仕様書

1. 目的

この保安業務は、中学校自家用電気工作物の機能を最良の状態に保ち、常に安全に利用できる状態に維持することを目的とする。本仕様書には建物の安全性を確保するための基本的な事項を定めているが、明記されていない詳細な事項については双方協議の上、決定するものとする。

2. 委託対象施設

名 称	別紙のとおり
場 所	別紙のとおり
設 備	別紙のとおり

3. 委託期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで（1年）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 支払方法

令和7年10月1日から令和8年3月31日分まで（年3回払い）
令和8年4月1日から令和8年9月30日分まで（年3回払い）

支払時期 令和7年12月（10～11月分）、令和8年2月（12～1月分）、
令和8年4月（2～3月分）
令和8年6月（4～5月分）、令和8年8月（6～7月分）
令和8年10月（8～9月分）

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6. その他特記事項

- (1) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
また、業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨を記載する。
- (2) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

7. 業務内容

- (1) 受注者は、委託対象施設に設置してある自家用電気工作物の保守点検を「点検、測定及び試験の基準等」により行う。
- (2) 定期的な点検及び試験の結果、異常を発見したとき、若しくは経済産業省令で定める技術基準又は電気用品安全法の規定に適合しない事項があったときは、必要な指示又は助言を行う。
- (3) 契約期間を通じて監視をできる体制を整え、電気事故その他電気工作物の異常発生に備える。異常発生の際は24時間問わず、2時間以内に現場に到着し、適切な処置をとる。その場合、事故原因を調査し、電気事業法第106条の規定に基づく電気事故報告書の作成及び手続の指導を行う。
- (4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会については検査員を派遣して行う。
- (5) 経済産業大臣への提出書類及び図面の作成及び手続を行う。
- (6) 電気工作物の設置又は変更の工事を実施する場合、必要に応じて立ち合い、協力すること。
- (7) 学校に設置されている太陽光発電設備について毎年1回(8月)に点検し報告書を作成する。また、外観点検及び積算発電電力量は毎月確認する。
- (8) 令和7年度下期及び令和8年度上期の電気設備年次点検対象校は別紙のとおり行う。
- (9) 授業による学校プール使用の前に、プールの電気設備について漏電点検を行う。
- (10) 点検時に受変電設備最大需要電流調査を行う。

受変電設備保守点検時に、最大需要電流計(デマンド電流計)の最大需要指針(赤置針)の値を記録する。

1. 単相トランス二次側にR相・T相それぞれに電流計が設置されている場合。
 - (1) それぞれの値を記録する。
 - (2) 記録後、必ずリセットをして「0」に戻す。
2. 電流計が1つの場合。(切替器がある。)
 - (1) 1か月ごとに、R相・T相を切り替えて記録する。
(例：4月R相→5月T相→6月R相→・・・)
 - (2) 記録後、必ずリセットをして、切替器を切り替える。
3. デマンド電流計が設置されていない場合。(普通の電流計)
 - (1) 記録しない。
4. 三相回路は、任意の相で記録する。

記録後、必ずリセットする

※受変電設備最大需要電流調査表(別紙)に毎月のデータを入力し報告書として提出すること。

8. 点検頻度及び点検項目

点検の種類	周 期
月 次 点 検	月 1 回
年 次 点 検	年 1 回
臨 時 点 検	必要の都度
7. の業務内容に定める発注者の通知を受けて行う工事中の点検の頻度は毎週 1 回	

9. 事業実施前の打合せ

受注者は、業務の実施にあたり発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従い実施すること。
年次点検においては、必ず口頭で学校管理者と日時を調整した上で実施すること。学校の運営に影響しない様、平日を避けて土日で実施すること。
また、発注者に点検日時を報告すること。

10. 受電設備保証保険への加入

受注者は、不測かつ突発的な事故に備え、受注者の負担で受電設備保証保険に加入すること。
また、受電設備保証保険に加入していることを証明する書類を提出すること。

11. 費用負担区分

本保安業務にかかる諸費用、検査費等の全てについては、受注者の負担とする。

12. 業務担当者

- (1) 電気工作物の保安業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という）は、電気事業法施行規則に適合する者とする。
- (2) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者の求めに応じ提示することとする。
- (3) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という）に、保安業務の一部を実施させることができるものとする。
- (4) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。
- (5) 受注者は、保安業務担当者と保安業務従事者の名簿及び連絡方法について書面を提出すること。保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

13. 業務実施計画書

受注者は、年間又は毎月の作業基準を定め、その作業計画書を提出し、確認を受けること。

14. 服装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、胸部にネームプレートを付けること。

15. 提出書類

受注者は、点検及び試験の結果について、その作業の終了の都度、点検表に記入し、業務委託実施報告書とともに提出するものとする。報告の結果の記録等は、双方において3年間保存すること。また、指摘事項の一覧表を作成し、緊急を要するものについてはその旨を記載するこ

と。

16. その他

- (1) 点検の際は、他の施設や学校行事に配慮すること。
- (2) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託
必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

「点検、測定及び試験の基準等」

項目		月次点検 (毎月 1 回)	年次点検 (毎年 1 回)	試験及び測定
引 込 設 備	区分開閉器	損傷、腐食、操作紐の切れ	同左	区分開閉器動作試験、保護 継電器との連動動作試験
	引込線、支持物	電線の高さ及び他の工 作物、樹木との距離 標識、保護柵の状況	左記に加え、電柱、 腕木、碍子、支柱、 保護網などの損傷、 腐食 電線取付状態	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	ケーブル	ヘッド、接続函、分岐 函等接続部の過熱、損 傷、腐食、コンパウン ド、油漏れ 敷設部の無断掘削、接 地線の確認 標識、他物との間隔 距離	左記に加え、 ケーブル腐食、亀裂、 損傷	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
受 電 設 備	断路器	受と刃の接触、加熱、 変色、緩み、汚損、異 物付着	左記に加え、荒れ具 合、触れ止め装置の 機能	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	電力用ヒューズ 遮断機 高圧負荷開閉器	外観点検、汚損、油漏 れ、亀裂、加熱、発錆、 損傷 その他必要事項	左記に加え、 各部の損傷、腐食、 過熱、油量、発錆、 変形、緩み 操作具合、機能点検 付属装置の状態 油の汚れ、必要によ りその特性調査 接続線接続部点検	
	受電用変圧器	外部の損傷、ブッシン グ、油漏れ、損傷、振 動、音響、温度、取付 状態 電圧、負荷電流測定 B 種設置工事の接地線 に流れる漏洩電流測定	左記に加え、 各部の損傷、腐食、 発錆、緩み、汚損 油量、油の汚れ、必 要によりその特性調 査 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油特性試験

項目		月次点検 (毎月 1 回)	年次点検 (毎年 1 回)	試験及び測定
受 電 設 備	コンデンサ及びリアクトル	外部の損傷、ブッシング、油漏れ、汚損、振動、音響、ふくらみ、温度、取付状態	左記に加え、腐食、端子の緩み 接地接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油特性試験
	避雷器	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損 その他必要事項	左記に加え、コンパウンドの異常 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	計器用変成器	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、ヒューズの異常 その他必要事項	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損、コンパウンドの異常 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	母線	外部の損傷、腐食、過熱、変色、異臭	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱、接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、緩み 碍子類、支持物の腐食、損傷、変形、緩み	絶縁抵抗測定
受・配 電 盤	受・配電盤	計器の異常、表示灯の異常 操作、切替開閉器等の異常 その他必要事項	左記に加え、汚損、過熱、緩み、断線 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 保護継電器と遮断機の連動動作試験
配 電 設 備	断路器、遮開閉器類	外観点検、汚損、油漏れ、亀裂、過熱、発錆、損傷 その他必要事項	左記に加え、各部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、緩み 動作具合、機能点検 付属装置の状態 油の汚れ、必要によりその特性調査 接続線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 保護継電器と遮断機の連動動作試験

	項目	月次点検 (毎月 1 回)	年次点検 (毎年 1 回)	試験及び測定
配 電 設 備	配電用変圧器	外部の損傷、ブッシング、滴漏れ、損傷、振動、音響、温度、取付状態 電圧、負荷電流測定 B 種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定	左記に加え、各部の損傷、腐食、発錆、緩み、汚染 油量、油の汚れ、必要によりその特性調査 接続線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油特性試験
	電線及び支持物	電線の高さ及び他の工作物、樹木との距離 標識、保護柵の状況	左記に加え、電柱、腕木、碍子、支柱、保護網などの損傷、腐食 電線取付状態	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	ケーブル	ヘッド、接続函、分岐函等接続部の過熱、損傷、腐食、コンパウンド、油漏れ 敷設部の無断掘削、接地線の確認 標識、他物との間隔距離	左記に加え、ケーブル腐食、亀裂、損傷	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
接地工事	接地線、保護管等	損傷、腐食、外れ、断線	損傷、腐食、緩み、外れ、断線	接地抵抗測定
構 造 物	受電室建物 キュービクル式受変電設備の金属製外箱	損傷、変形、汚損、発錆、腐食、換気、雨漏り、小動物の侵入、鍵、塗装 保護柵、接地線 予備品、消火設備標識	同左	

負 荷 設 備	電動機その他回転機	運転者が、音響、回転、過熱、異臭、給油状態について注意する。 整流子、刷子、集電管等の点検	左記に加え、 制御装置点検 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
------------------	-----------	--	------------------------------	------------------

項目		月次点検 (毎月 1 回)	年次点検 (毎年 1 回)	試験及び測定
負 荷 設 備	電熱乾燥装置	運転者が、温度、変形、損傷等について注意する 接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	左記に加え、 各部の変形、損傷、緩み、可燃物との隔離状況 接地接続部点検	絶縁抵抗測定
	照明装置	異音、汚損、不点 外観点検	同左	絶縁抵抗測定
	配線設備	開閉器の点検、湿気等に注意	左記に加え、 開閉器、器具の接続	絶縁抵抗測定
非 常 用 発 電 設 備	原動機関係	燃料、潤滑油の漏れ、冷却水の量、漏れ、機関の始動、停止	同左	自動始動・停止試験 運転中の回転数の異常の有無
	発電機関係	運転者が、音響、回転、過熱、異臭、給油状態について注意する 整流子、刷子、集電管等の点検	左記に加え、 制御装置点検 接地線接続部点検	保護継電器の動作特性試験 保護継電器と遮断器等の連動動作試験 自動始動・停止試験 運転中の発電電圧及び発電電圧周波数の異常の有無
	始動装置	損傷、汚損、腐食、空気貯蔵層の漏気・圧力 蓄電池の電圧・液量	同左	自動始動・停止試験
蓄電池設備	操作用 非常用	液面、沈殿物、色相、極板変形 隔離版、端子、緩み、損傷 表示電池の電圧、比重、温度測定	左記に加え、 木台、碍子の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離、床面の腐食、損傷 充電装置の動作状況	電解液の比重、温度測定 蓄電設備のセルの電圧測定

注)

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検をするものである。
- ・年次点検とは、年に1回、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。
- ・絶縁油の点検・試験は、PCB油混入の恐れがある場合、協議することができる。

《別紙》 R8年度 上期 年次点検対象校

	学校名	住所	需要設備		太陽電池設備		非常用予備発電装置		
			設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	定格容量 (KVA)	定格電圧 (V)	発電機 定格容量 kVA	発電機 定格電圧 V	原動機の 種類
1	川越第一中学校	小仙波町5-6	250	6600	3	200	15	200	ディーゼル
2	初雁中学校	宮下町1-21-3	200	6600	3	200			
3	富士見中学校	東田町17-1	200	6600	3	200	15	200	ディーゼル
4	野田中学校	野田町2-19-14	225	6600	3	200			
					10 災害用	202 災害用			
5	城南中学校	新宿町3-19-1	300	6600	3	200	15	200	ディーゼル
6	芳野中学校	石田本郷733	450	6600	3	200			
7	東中学校	小中居278	350	6600	3	200			
8	南古谷中学校	久下戸3721	225	6600	3	200			
9	高階中学校	藤間10	200	6600	3	200			
10	高階西中学校	砂新田2593	300	6600	3	200			
11	寺尾中学校	寺尾1068	220	6600	3	200			

《別紙》 R7年度下期 年次点検対象校

	学校名	住所	需要設備		太陽電池設備		非常用予備発電装置		
			設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	定格容量 (KVA)	定格電圧 (V)	発電機 定格容量 kVA	発電機 定格電圧 V	原動機の 種類
12	砂中学校	砂260	425	6600	3	200			
13	福原中学校	今福512	250	6600	3	200			
14	大東中学校	南大塚1-20-1	250	6600	3	200			
15	大東西中学校	藤倉1-1-1	300	6600	3	200			
16	霞ヶ関中学校	笠幡72	325	6600	3	200			
17	霞ヶ関東中学校	的場2706	175	6600	3	200			
18	霞ヶ関西中学校	笠幡3464-3	350	6600	3	200	15	200	ディーゼル
19	川越西中学校	川鶴1-1	300	6600	3	200			
20	名細中学校	小堤14	250	6600	3	200			
21	鯨井中学校	鯨井562-2	400	6600	3	200	15	200	ディーゼル
22	山田中学校	山田550	250	6600	3	200			

※野田中学校には、災害時に停電時の電力確保を目的とした太陽光発電設備及び蓄電池設備を備えている。
 <仕様>

太陽光パネル:単結晶系シリコン太陽電池 10kW×1ユニット

蓄電システム:型番LJ-ME15BK リチウムイオン電池(15kWh)

注)点検対象の容量については、過去の点検結果等に基づく参考の数量です。

実際の数量との相違が生じた場合は現場の数を優先します。その際の金額の増減については行わないものとします。